

7月23日・24日「工事検査」講習会 質問事項

	質問	回答
1	【技術企画課・工事検査課】 施工計画書について、発注者監督員等の変更は重要な変更該当しますか？ 共通仕様書・Q&Aにも明確な記載はありません。 以前、技術企画課に聞いたら、発注者と協議してくださいとの事で明確な回答ではありませんでした。 工事評定要領でいくと総括検査の項目になりますか？ 【施工計画書の内容と現場条件が一致している】 些細な事ではありますがよろしく願いいたします。	緊急時の体制及び対応の変更等に該当するので変更施工計画書の作成・提出が必要となり、重要な変更該当します。 [変更計画書の作成・提出が必要な例](工事書類作成Q&A S-1-7) ▽施工方法の新規追加 ▽施工管理点数の追加 ▽新規工種の追加 ▽下請業者の追加・変更 ▽現場組織表の変更 ▽緊急時の体制及び対応の変更 工事成績評定では総括監督員検査の項目となります。
2	【技術企画課】 土木工事書類作成Q & A S-1-22-1で質問です。 工事完成月と工事完成通知書を提出した月が異なる場合、工事完成月の履行報告書の提出は必要でしょうか。 また、工事完成月の履行報告書の提出が不要な場合、履行報告書上では進捗率が100%未満で完了し、進捗率が100%と記載している書類がない場合が生じます。 関連した質問です。 実施工程表の作成や提出は求められていないのか教えてください。 実施工程表の作成や提出が不要の場合、施工計画書で作成している計画工程表は作成する必要はなく、履行報告書に記載している計画進捗率を記載すれば良いと考えます。	工事完成月と工事完成通知書を提出した月が異なる場合、工事完成月の履行報告書は提出してください。 土木工事施工管理基準に基づく工程管理において、工事内容に応じた工程表は必要です。 工期変更などの協議において工程表を求めることがあります。 また、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に基づき、計画工程表は作成してください。
3	【工事検査課】 (原文) 出来形、出来栄え品質において検査評定外項目 その他の評価項目は工事着手前に施工業者へ提示してもらえますか？ (修正) 「出来形および出来栄え」のうち、「Ⅱ. 品質」および「Ⅲ. 出来栄え」において、「上記以外の工事」の評価項目の内容を工事着手前に施工業者へ提示してもらえますか？	工事成績評定の様式一覧に記載のない工種については、様式土3-5「3. 出来形及び出来栄え Ⅱ 品質(検査員評定)及びⅢ 出来栄え(検査員評定)」の評価項目を、施工内容に応じて設定しています。 評価項目の設定に当たっては、各種マニュアルや過去の類似施工箇所における評定結果を参考としています。 これらの工種に係る評価項目について、契約後速やかに受注者へ提示してほしいとのご要望ですが、施工中に把握される現場特性等を踏まえて評価項目を設定する場合もあるため、契約後速やかに評価項目を提示することは困難です。 また、施工管理資料は、各種仕様書等の設計図書に基づいて作成されるべきものであり、評価項目の設定によって作成すべき資料が新たに増えるものではないと考えています。
4	【工事検査課】 (原文) 施工体制台帳について、現在の下請契約等適正指針では標準見積依頼書を提出する必要はありませんが、考査項目1.施工体制一般の□3)で提出するようになっています。 いかがですか？ (修正) 施工体制台帳に関して、現在の「下請契約遵守事項報告書」では、「標準見積書の提出の依頼書」を書面で提出するところまで求められていませんが、「工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)」の「Ⅰ. 施工体制一般」 □3)で提出するように求められていると読めます。このことについて、いかがですか？	標準見積書の提出依頼が書面によって行われていない場合は、当該評価項目については評価しないこととしています。 一方で、当該書面を施工体制台帳に含めて提出することを義務付けるものではありません。 令和8年4月1日適用の工事成績評定要領の改正は、検査業務の簡素化及び関係者の負担軽減を目的としたものです。 このため、標準見積書の提出依頼を行った書面については、検査時に確認するのではなく、事前提出資料により確認することで、より効率的に検査を実施できるとの趣旨から、本記載を追加しました。 ついで、本改正の趣旨をご理解いただき、当該書面を施工体制台帳に添付して提出していただくよう、ご協力をお願いいたします。